



health
保健
安心した出産に向けて

今月の両親学級

一般コース

日時・内容 1月19日(日)
午前9時～正午

- ・産まれたばかりの赤ちゃん
と母乳についての話
- ・妊娠期から役立つアロマテ
ラピー(保湿クリーム作り)

対象者

市内在住の妊婦さんとその
パートナー、育児中の方、祖
父母

講師 助産師

申込期限 1月16日(木)



ようこそ赤ちゃんコース

日時・内容 1月24日(金)
午前9時～正午

- ・お産の進み方と退院後に役
立つ情報
- ・知っておくと安心!
「母乳の出方と飲ませ方」

対象者

市内在住で妊娠後期(お
おね妊娠28週(8カ月)～)の
妊婦さんとそのパートナー

講師 助産師

申込期限 1月21日(火)

共通

場所

安達保健福祉センター

持ち物

母子健康手帳、筆記用具、
水分補給できる物

託児 無料

- ※事前に申し込みが必要です。
- ※託児を希望される方は、オ
ムツや着替え、ミルクなど
をお持ちください。

◎問い合わせ・申し込み

こども家庭課母子保健係
(安達保健福祉センター内)

☎(55)51110

Fax(23)1714



child care
子育て
令和7年度学童保育所入
所児童募集

対象児童

新年度小学1～6年生の児
童で、下校後に保護者の就労
等のため家庭で保育ができな
い児童

※利用希望者が多い場合は低
学年優先の入所とし、高学
年は入所保留となることが
あります。

開設時間

平日 午後1時～6時30分
土曜、長期休業日

午前7時30分～
午後6時30分

※複数の学童保育所を合同で
開催する場合があります。

保育料等

下表のとおり

受付期間 1月9日(木)～31日(金)

受付場所

- ・各学童保育所
(午後1時～6時30分)
- ・子育て支援課(市役所1階)、
各支所地域振興課、二本松

保育料等

対象世帯	保育料(月額)	おやつ教材代	保険料(年額)
①令和6年分の所得税課税世帯	3,000円	2,000円～	800円
②①以外の方で令和6年度の市民税課税世帯	1,500円	3,000円	
③生活保護世帯および令和6年度の市民税非課税世帯	無料	※保護者会で別途協議し決定。	

※同一世帯で2人以上同時に入所する場合は、2人目以降は半額。
ひとり親世帯はいずれの対象世帯でも上記の半額。

市社会福祉協議会南学童保
育所(午前8時30分～午後
5時15分)
その他
申請書は、受付場所にて配
付、または市ウェブサイトか
らダウンロードできます。

ミニサイズになった“挿絵《日月春秋》”引き続き販売中です!

販売先 大山忠作美術館 デジタルプラザ 1個990円

印刷デザインのお店 DIGITAL PLAZA デジタルプラザ ☎0243-62-2151
〒964-0906 二本松市若宮 2-163-1 NTT 二本松ビル 1F 【営業時間】9:00～18:00 【定休日】土・日・祝日

令和7年度学童保育所
入所児童募集



◎問い合わせ・申し込み
子育て支援課子育て支援係
☎(55)5094
Fax(22)1547



ヤングケアラーを知っていますか？

令和6年6月に、関連法案が改正され、ヤングケアラーとは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」と認められる子ども・若者」と明記されました。

「過度」とは、子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては、自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を、奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって負担が重い状態になっている場合を指すものとされました。

近年、ヤングケアラーについて、家族の世話のために自分の時間が取れない、責任や負担の重さにより学業や友人関係に影響があることなどが指摘されています。

ヤングケアラーとは…本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

～こども家庭庁ウェブサイトより～

子どもが家事や家族の世話をすることは普通のことだと思われるかもしれませんが、でも、ヤングケアラーは年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。まわりの人が気づき、声をかけ、手を差し伸べることで、ヤングケアラーが「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思えます。必要な支援に繋げるため、まずは下記までご相談ください。

ヤングケアラーとは ～こどもの心に寄り添うために～

「ヤングケアラー」について理解を深めるとともに、実態把握が困難なヤングケアラーについて、早期発見と適切な支援体制の構築に向けた対策を行うため、講演会を開催します。

日時 1月28日(火)
午後2時～3時30分

会場 安達公民館1階集会室

内容

ヤングケアラーの置かれている状況やその家庭への理解、周囲の気づきについて

講師

郡山女子大学家政学部
准教授 島野光正氏

対象

福祉、介護、医療、教育等の関係機関およびヤングケアラーに関心のある方

定員 50人程度

申込方法

電話、Eメール、または左記までお申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み：
こども家庭課こども家庭係

☎(24)8660

Fax(23)1714

Eメール

kodomokatei@city.

nihonmatsu.lg.jp

